瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２７号

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和３９年瀬戸市規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（昇格） 第４条　職員を昇格させる場合には、その者が上位の職務の級に必要な資格を得ており、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。 （復職時等における号給の調整） 第１６条　＜省略＞ （委任） 第１７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。	（昇格） 第４条　職員が上位の職務の級に必要な資格を得ており、かつ、別に定める在級年数（職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。）に達しているときは、その者を昇格（職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるものとする。 （復職時等における号給の調整） 第１６条　＜省略＞

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。